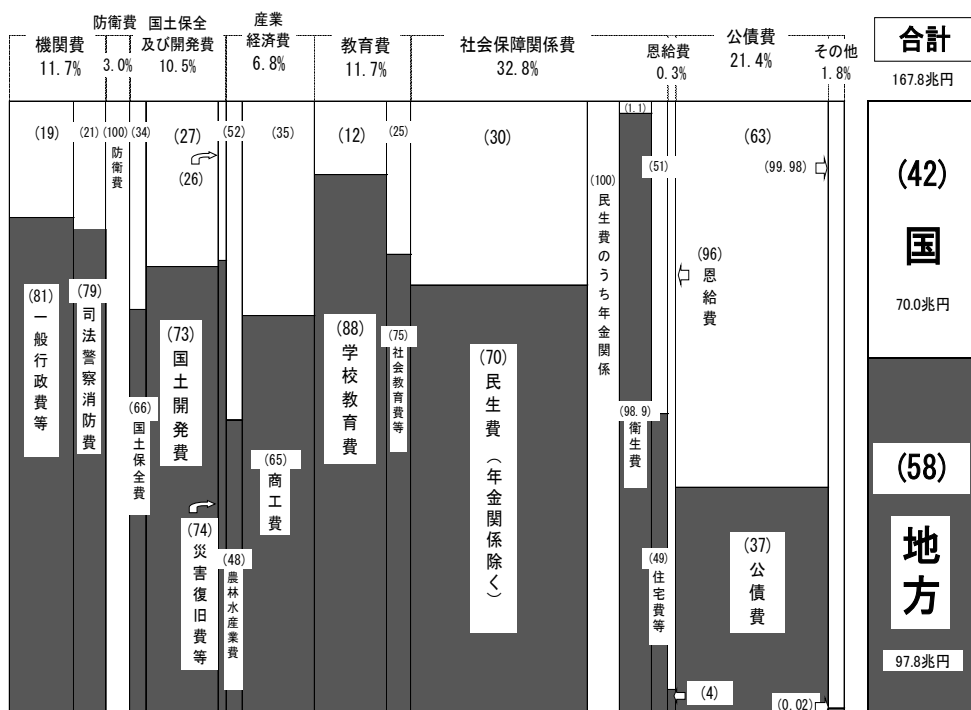


地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3/5となっている。

○ 国と地方の役割分担（平成26年度決算）
 <歳出決算・最終支出ベース>



国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	○高速自動車道 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成（大学）	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
都道府県	○国道（国管理以外） ○都道府県道 ○一級河川（国管理以外） ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定	○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成（幼～高） ○公立大学（特定の県）	○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
市町村	○都市計画等（用途地域、都市施設） ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所（特定の市）	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

（注）（ ）内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
 計数は精査中であり、異動する場合がある。

国・地方を通じた歳出の構造（イメージ図）

国の歳出

地方の歳出

地方交付税

国が法令等で
実施を義務付
け・基準を設定

教育

義務教育
(教員)

国 1/3

負担割合

地方 2/3

社会保障

生活保護

国 3/4

負担割合

地方 1/4

介護保険に
かかる公費

国 1/2

負担割合

地方 1/2

社会資本整備

年金・防衛等

国民(住民)

国・地方の負担割合は法律上の負担割合

公共投資の役割分担

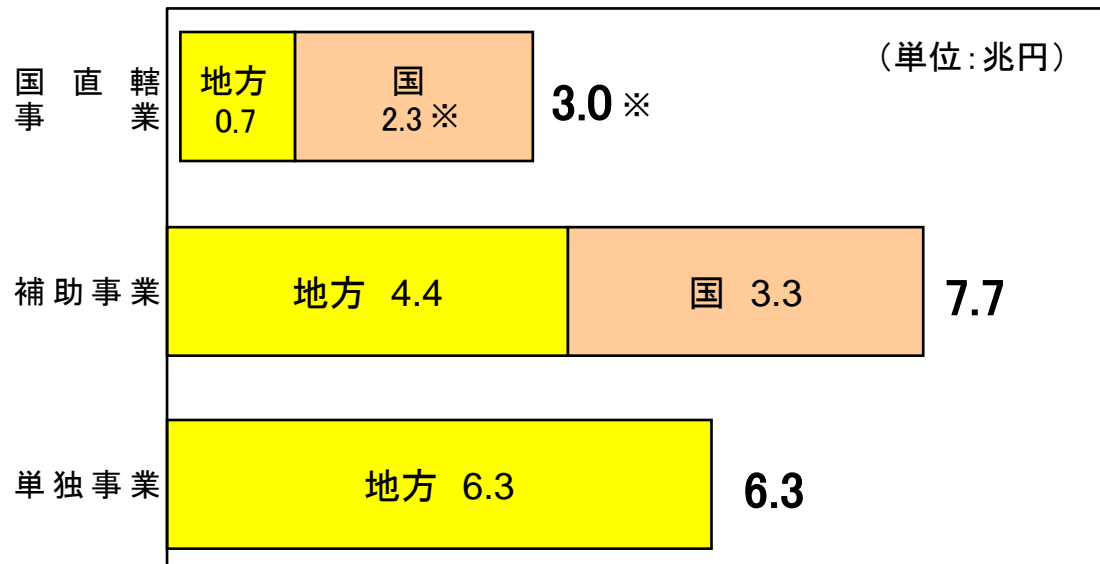
○ 住民に身近な公共投資は地方が、利益が広域に及ぶ公共投資は国が主体となって実施

役割分担(例)

国	高速自動車道
	国道
	一級河川
地方	都道府県
	市町村
	国道(国管理以外) 都道府県道 一級河川(国管理以外) 二級河川 公営住宅
	都市計画等 市町村道 準用河川 公営住宅 下水道

平成26年度決算額

普通建設事業費の財源内訳 (平成26年度)



(資料)「平成26年度地方公共団体普通会計決算の概要」(平成27年11月)より
 (※)国直轄事業のうち国負担額2.3兆円は、平成26年度地方財政計画における
 国庫負担額を基に推計。

- 直轄事業 … 国がみずから事業の主体として行う事業
 (受益者負担として地方が経費の一部を負担(直轄負担金))
- 補助事業 … 地方の行う事業で、国家的な利害にも関連
 する事業について国が経費の一部を負担
- 単独事業 … 地方が単独で行う事業

教育の役割分担

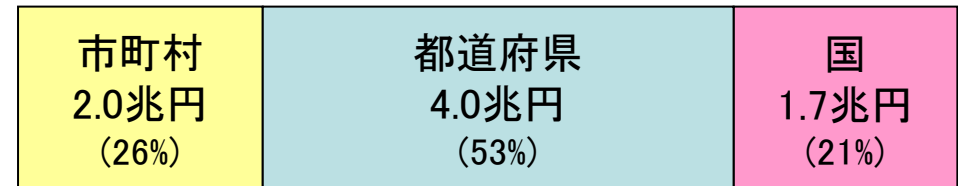
- 義務教育等においては、学校の運営やその費用負担の大部分を地方がまかない、国は学習指導要領の制定や教職員給与の補助等を実施。

役割分担(例)

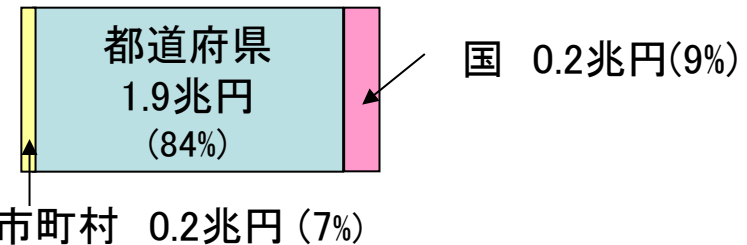
国		大学 私学助成 小・中学校教員の給与の1/3を負担
地方	都道府県	高等学校・特別支援学校 小・中学校教員の給与・人事 私学助成(幼稚園～高校) 公立大学(特定の県)
	市町村	小・中学校

平成26年度決算額

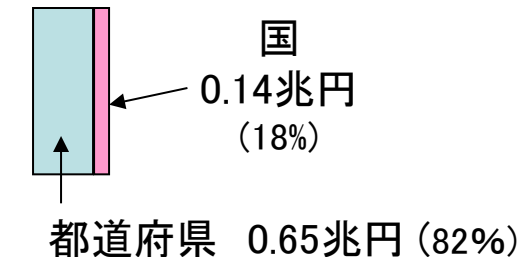
小・中学校(7.7兆円)



高等学校(2.3兆円)



私立高校・私立幼稚園等(0.79兆円)



社会保障の役割分担

- 年金：国の役割
- 保育・介護・医療：主として市町村の役割

役割分担

国		年金	・年金給付に関する事務
地方	市町村	保育	・保育所の運営 都道府県：財政支援 国：保育制度の立案、財政支援
		介護	・介護保険事業の運営 都道府県：介護保険事業の運営健全化のための調整、財政支援 国：介護保険制度の立案、財政支援
		医療 (※1)	・国民健康保険事業の運営(※2) 都道府県：国民健康保険事業の運営健全化のための調整、財政支援 国：医療制度の立案、財政支援

- ※1 医療については、「国民健康保険」の他に、「協会健保」、「組合保険」及び「共済組合」があり、それぞれ役割・公費負担は異なる。
 ※2 平成30年度から、都道府県が財政運営責任主体となる新制度へ移行

平成26年度決算額

年金 10.7兆円 ※ 国民年金(基礎年金部分)の給付費のうち国庫負担分

国 10.7兆円 (100%)

介護 4.9兆円

市町村	都道府県	国
1.4兆円 (29%)	1.3兆円 (27%)	2.2兆円 (44%)

医療(例:国民健康保険) 5.0兆円

市町村	都道府県	国
0.5兆円 (10%)	1.1兆円 (22%)	3.4兆円 (68%)

※年金、介護、医療とも公費負担部分の総額及び割合であり、保険料等除き。

治安等の役割分担

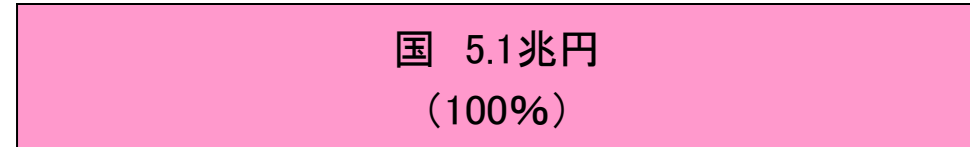
- 防 衛：国の役割
- 警 察：都道府県の役割
- 消 防：市町村の役割

役割分担

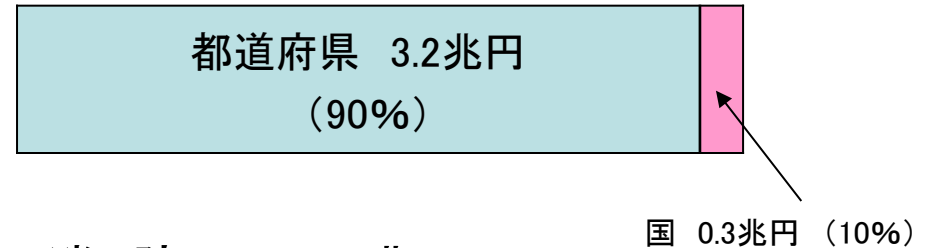
国		防衛	<ul style="list-style-type: none"> •自衛隊の管理・運営 •外国軍隊の駐留に伴う事務
地	都道府県	警察	<ul style="list-style-type: none"> •犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕 •交通の取締 <p>国：警察制度の立案、都道府県に対する財政支援</p>
	市町村	消防	<ul style="list-style-type: none"> •火災現場等での火災の鎮圧 •地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除 <p>都道府県：市町村等の災害対策の支援及び総合調整</p> <p>国：消防制度の立案、市町村に対する財政支援</p>

平成26年度決算額

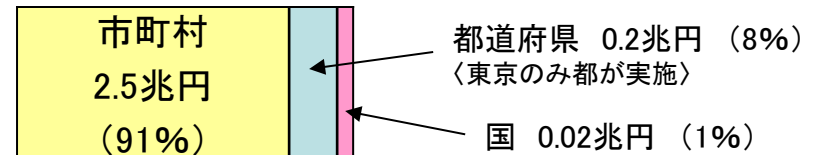
防 衛 5.1兆円



警 察 3.5兆円



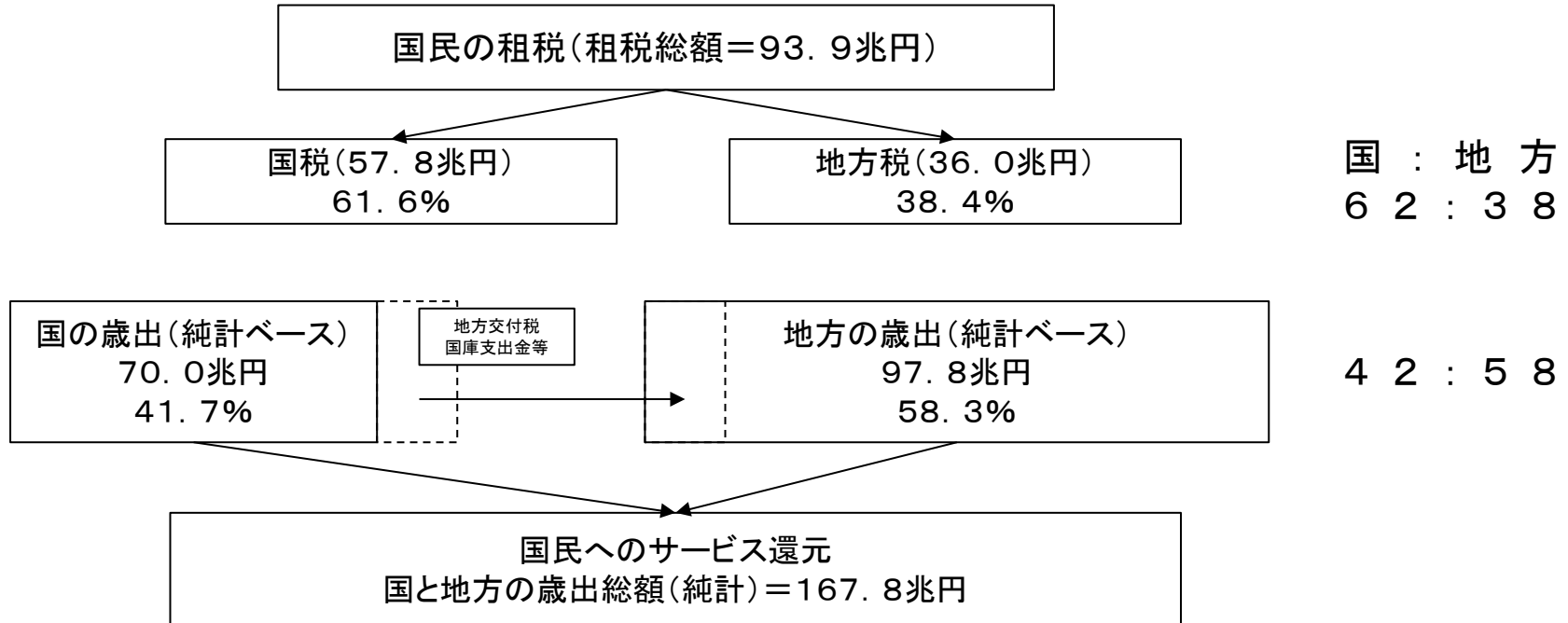
消 防 2.7兆円



※ 都道府県及び市町村の金額は、国庫支出金を除いた数値である。

国と地方の税財源配分と地方歳入の状況

(1) 国・地方間の税財源配分(平成26年度)



(2) 地方歳入決算の内訳(平成26年度)

地方税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
367,855億円 (36.0%)	204,875億円 (20.1%)	154,619億円 (15.1%)	115,185億円 (11.3%)	178,301億円 (17.5%)
← 地方歳入102兆835億円 →				

(注)国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

地方財政計画の役割

地方交付税法(昭和25年法律第211号)

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

【地方財政計画の役割】

- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
 - 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛り込まれた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

○歳入: 超過課税、法定外普通税、法定外目的税

○歳出: 国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

平成28年度地方財政計画の概要

主な歳入歳出の概要

通常収支分

(単位:兆円、%)

区 分		28年度 A	27年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳入	地方税・地方譲与税等	41.3	40.3	1.0	2.4
	地方交付税	16.7	16.8	▲0.1	▲0.3
	国庫支出金	13.2	13.1	0.1	1.1
	地方債	8.9	9.5	▲0.6	▲6.7
	臨時財政対策債	3.8	4.5	▲0.7	▲16.3
	臨時財政対策債以外	5.1	5.0	0.1	1.9
	その他	5.7	5.6	0.1	1.4
	計	85.8	85.3	0.5	0.6
	一般財源総額	61.7	61.5	0.1	0.2
	(水準超経費除き) 「一般財源」	60.2	60.2	0.1	0.1

区 分		28年度 A	27年度 B	増減額 C=A-B	増減率 C/B
歳出	給与関係経費	20.3	20.3	▲0.0	▲0.0
	一般行政経費	35.8	35.1	0.7	2.1
	うち 補助分	19.0	18.5	0.5	2.4
	うち 単独分	14.0	14.0	0.0	0.3
	うち まち・ひと・しごと創生 事業費	1.0	1.0	0.0	0.0
	うち 重点課題対応分	0.3	-	0.3	皆増
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	0.4	0.8	▲0.4	▲47.3
	公債費	12.8	13.0	▲0.1	▲1.1
	維持補修費	1.2	1.2	0.1	5.1
	投資的経費	11.2	11.0	0.2	1.9
	うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
	うち 公共施設等最適化 事業費	0.2	0.1	0.1	100.0
	公営企業繰出金	2.5	2.5	0.0	0.0
	不交付団体水準超経費	1.5	1.4	0.1	5.1
	計	85.8	85.3	0.5	0.6

※表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

- ・ 国庫補助関連事業(約32.1兆円)、国が法令等で基準を設定しているもの(警察官や高校教員数など)、国が法令でその実施を義務付けているもの(戸籍、保健所、ごみ処理など)が、地方一般歳出の大部分を占めている。

地方財政計画(平成28年度)【85兆7,593億円】 (単位:億円)

		国費	地方費	その他
給与関係経費	補助	15,543		
			40,921	
	203,274		50,498	
	地方単独			96,312
一般行政経費	補助	85,289		
			104,715	
	357,931			1,821
	地方単独			138,553
	国保・後期高齢者			15,053
	まち・ひと・しごと創生事業費			10,000
	重点課題対応分			2,500
地域経済基盤強化・雇用等対策費			4,450	
直轄事業負担金	直轄・補助(公共事業等)	5,677		
	57,705	26,343		
	112,046	25,685		
補助単独	地方単独			54,341
	公債費			128,051
補助単独	公営企業操出金			25,143
	25,143	15,905		
その他	26,698			9,238
				26,698

小中学校教職員等
 地方警察官 21,150
 消防職員 12,240
 高校教職員 17,108
 ケースワーカー、
 公立保育所保育士等の福祉関係職員 等

地方公務員約238万人のうち約77%は国が定員に関する基準を幅広く定めている教育・警察・消防・福祉関係職員 ※ 公営企業等会計部門職員除く

生活保護、介護保険(老人ホーム、ホームヘルパー等)、後期高齢者医療、障害者自立支援 等
 一般行政経費(単独)は社会保障など住民に身近な地方の様々な取組に対応

警察・消防の運営費、ごみ処理、道路・河川・公園等の維持管理費、予防接種、乳幼児健診、義務教育諸学校運営費、私学助成、戸籍・住民基本台帳 など

都道府県財政調整交付金、保険基盤安定制度(保険料軽減分)、国保財政安定化支援事業

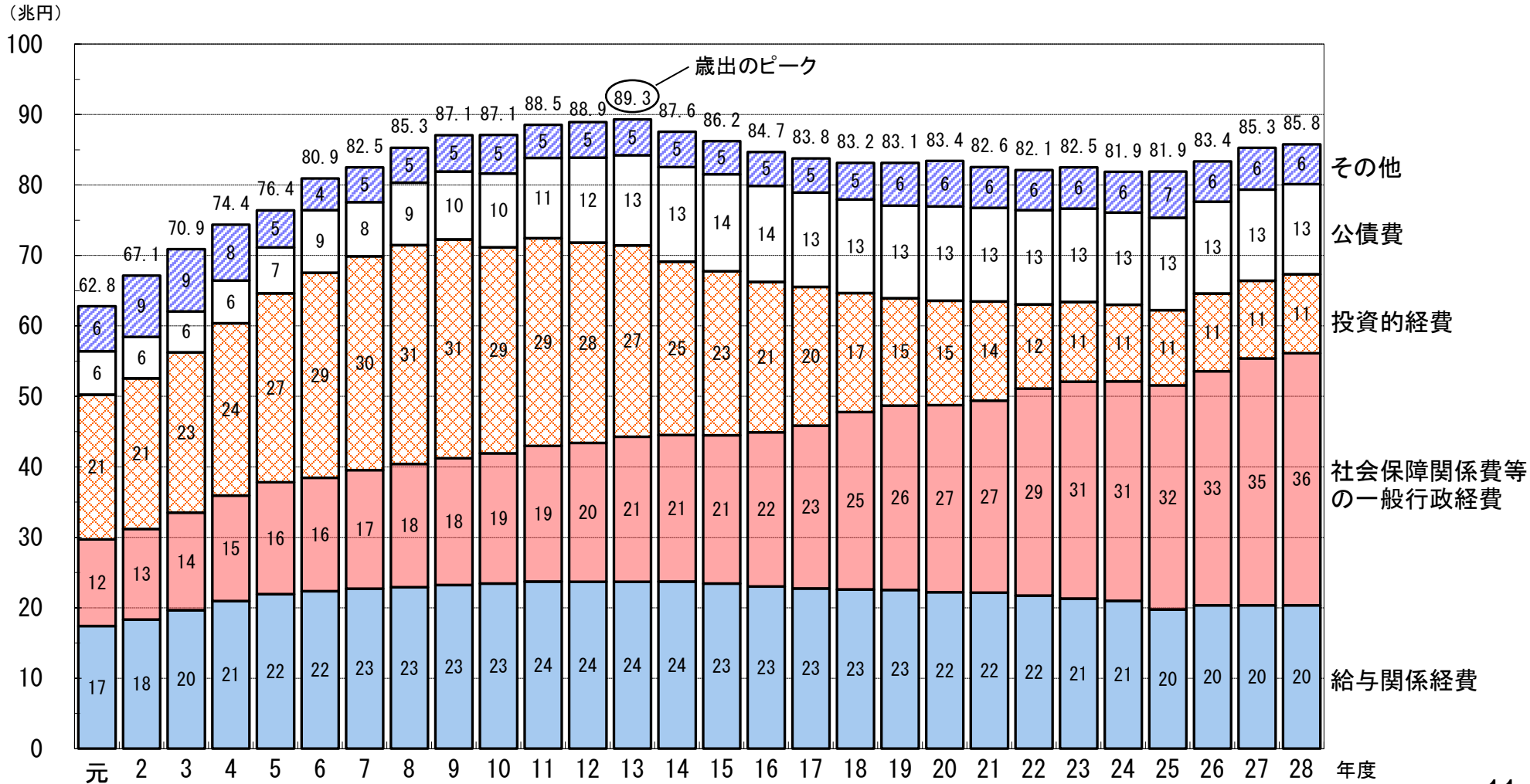
清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、公立高校など

(注) その他には、小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や補助事業を補完する事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。

上下水道、病院(高度医療等)等

地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、行政改革等により、給与関係経費や投資的経費が減少していることから、全体としては抑制基調にある。



平成28年度地方財政収支

(単位:兆円)

歳出 85.8兆円 (85.3兆円)	給与関係経費 20.3 (20.3)	一般行政経費 35.8 (35.1)		地域経済基盤強化・ 雇用等対策費 0.4 (0.8)	投資的 経費 11.2 (11.0)	公債費 12.8 (13.0)	その他 5.2 (5.1)
		うち まち・ひと・しごと 創生事業費 1.0(1.0)	うち 重点課題対応分 0.3(-)				

歳入 85.8兆円 (85.3兆円)	国庫 支出金 13.2 (13.1)	地方 債等 ^{※2} 10.1 (9.9)	地方税・地方譲与税等 41.2 (40.3)	地方交付税 (法定率分等) 15.7 (14.2)	財源 不足 5.6 (7.8)
--------------------------	-----------------------------	---	------------------------------	------------------------------------	--------------------------

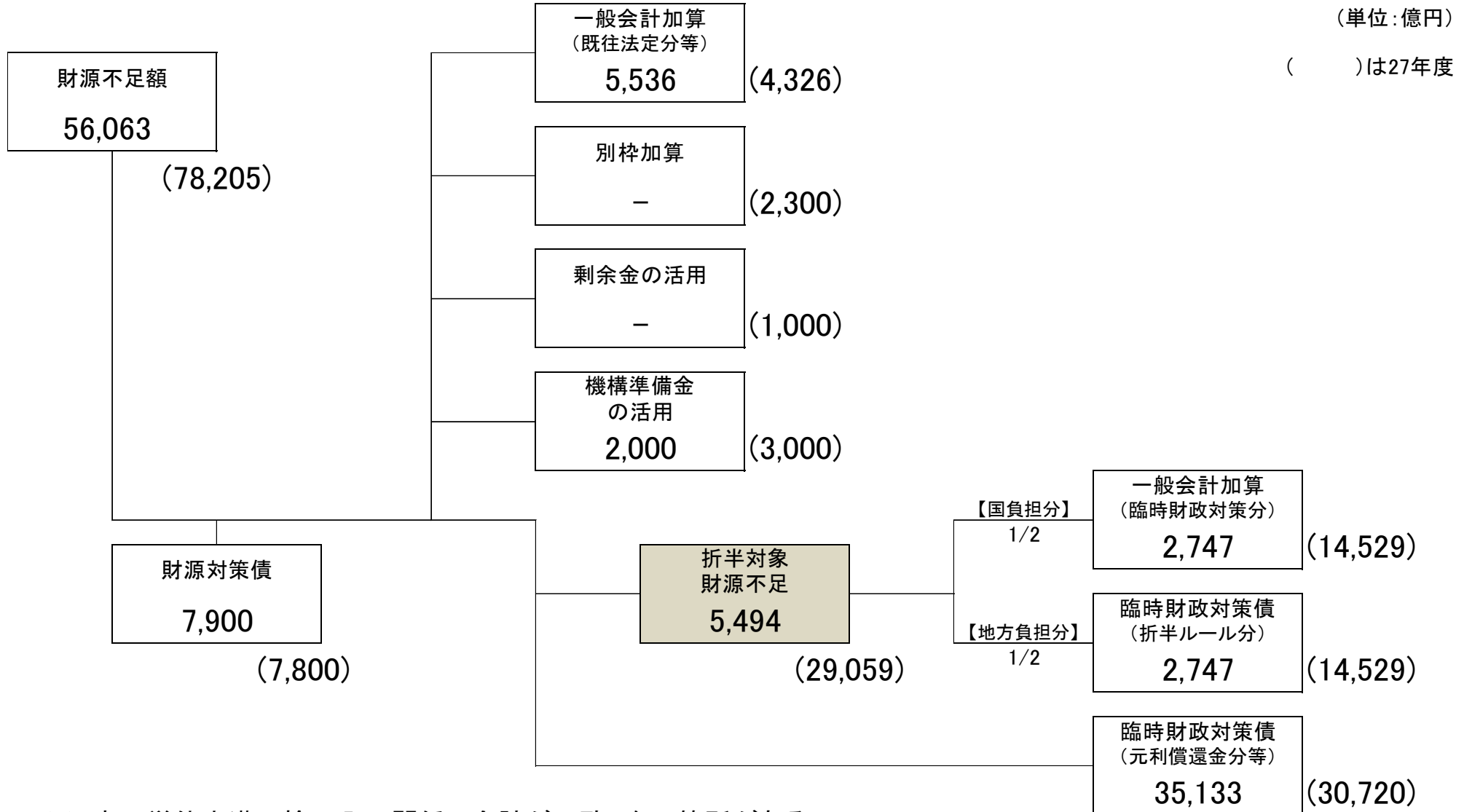
※1 ()内は平成27年度当初の数値

※2 財源対策債を除く

<参考> 折半対象財源不足額 ⑳0.5兆円(㉑2.9兆円)

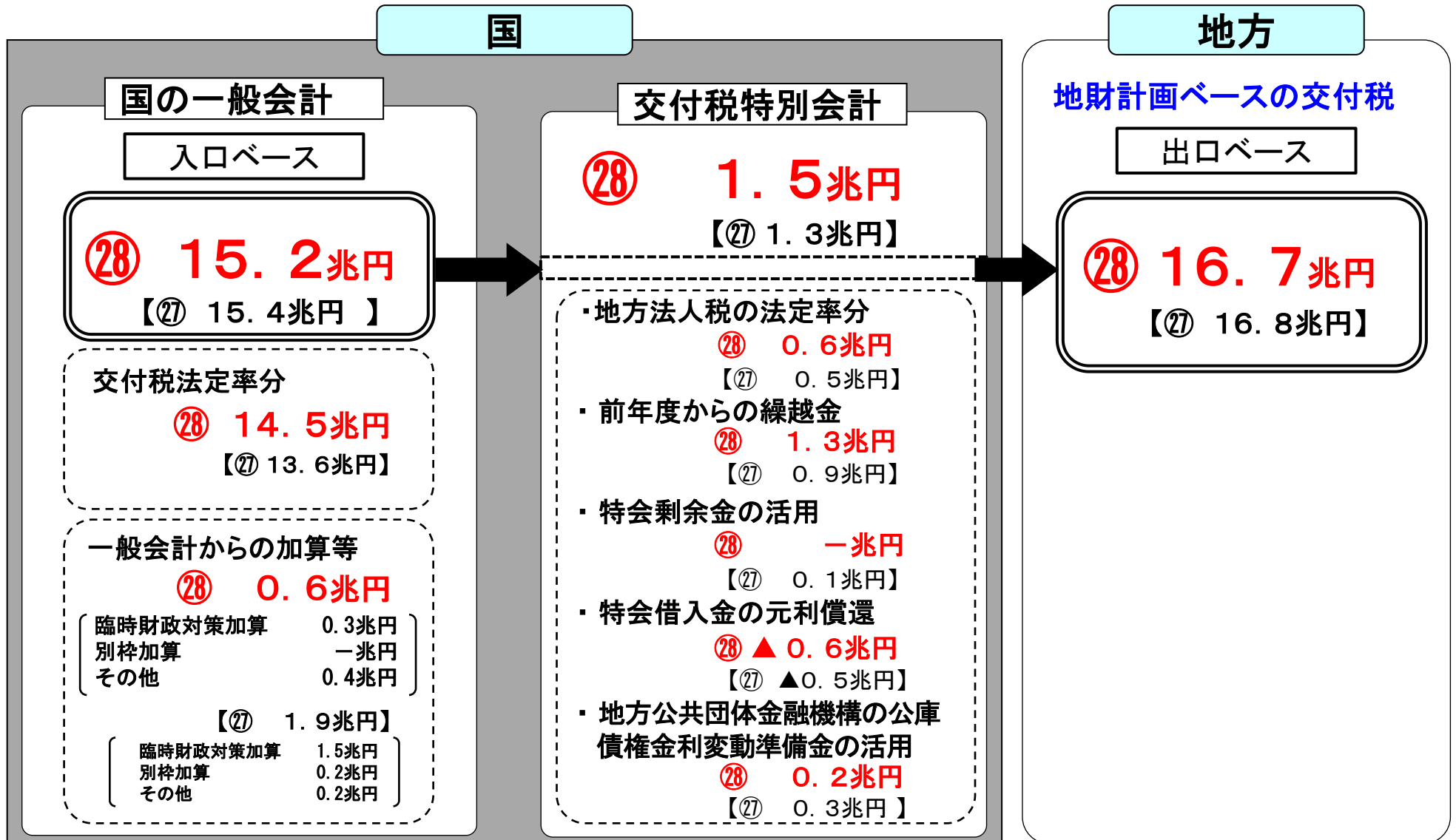
臨時財政対策債発行額 ⑳3.8兆円(㉑4.5兆円)

平成28年度 財源不足の補てん措置



※ 表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

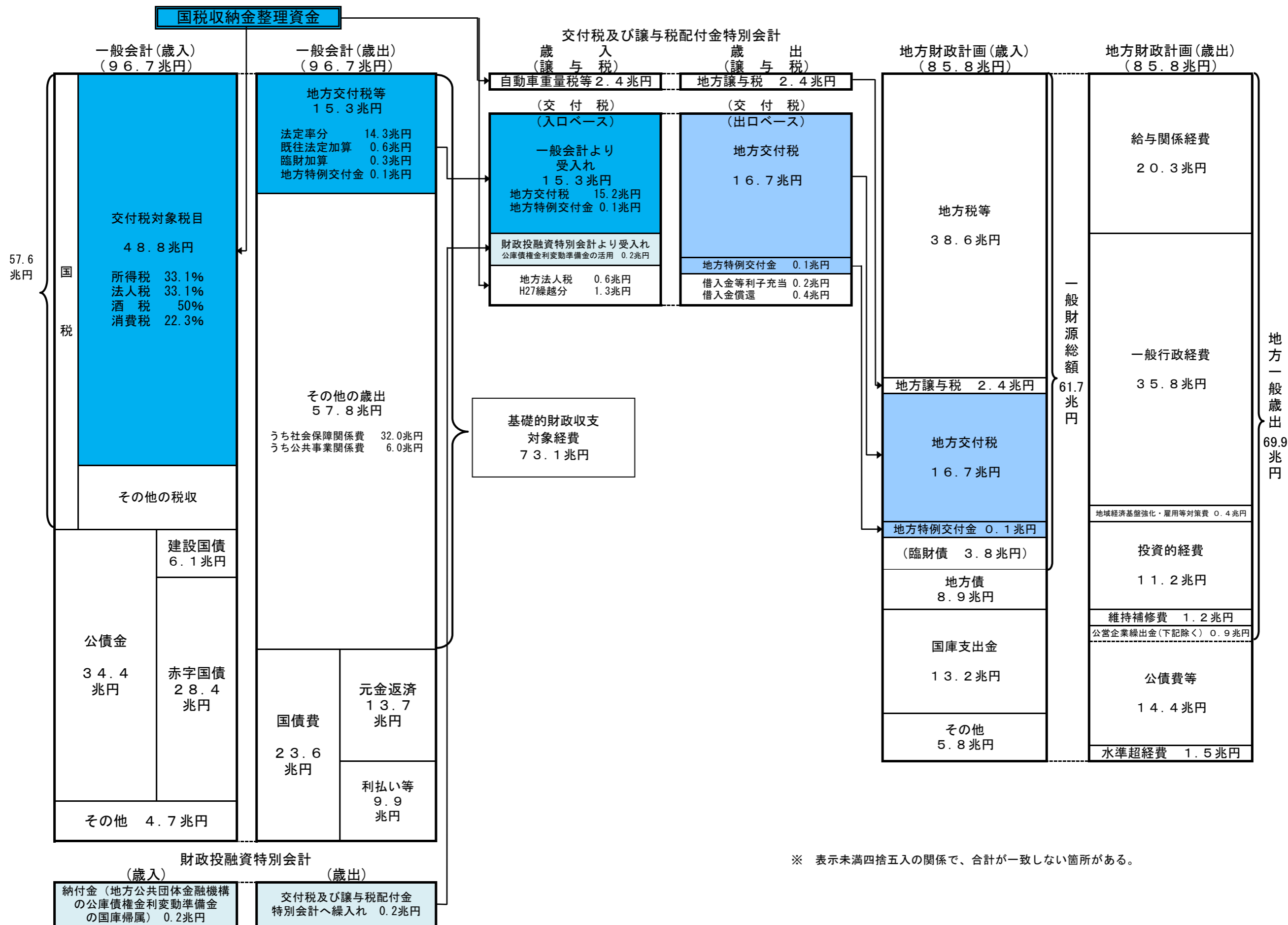
平成28年度 地方交付税の姿



(※)表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある

(※)【 】内は㉑当初予算数値である

国の予算と地方財政計画（通常収支分）との関係（平成28年度当初）

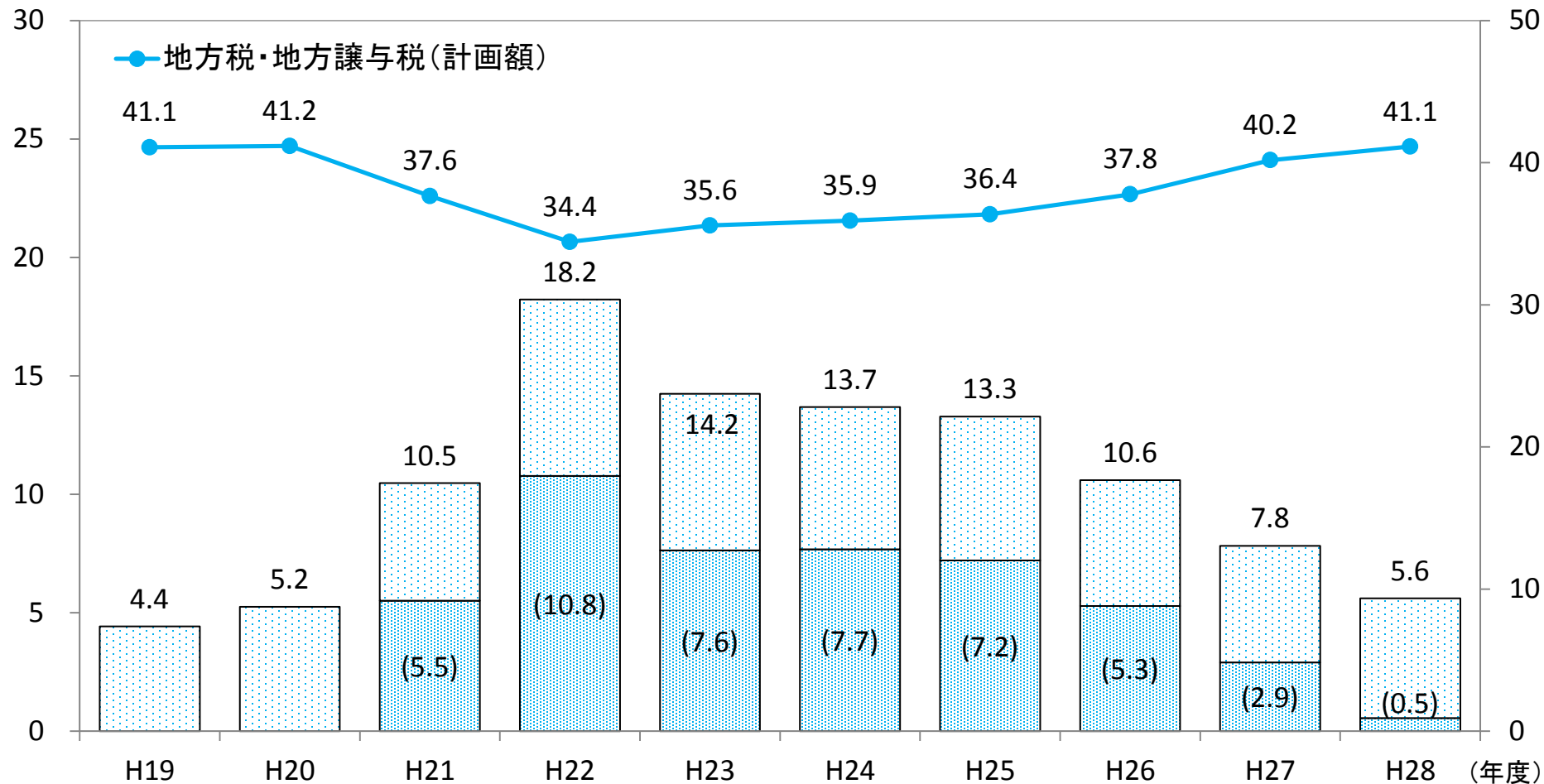


地方の財源不足額と地方税収

○ 近年は巨額の財源不足が続いている状況

(財源不足額 兆円)

(地方税・地方譲与税 兆円)



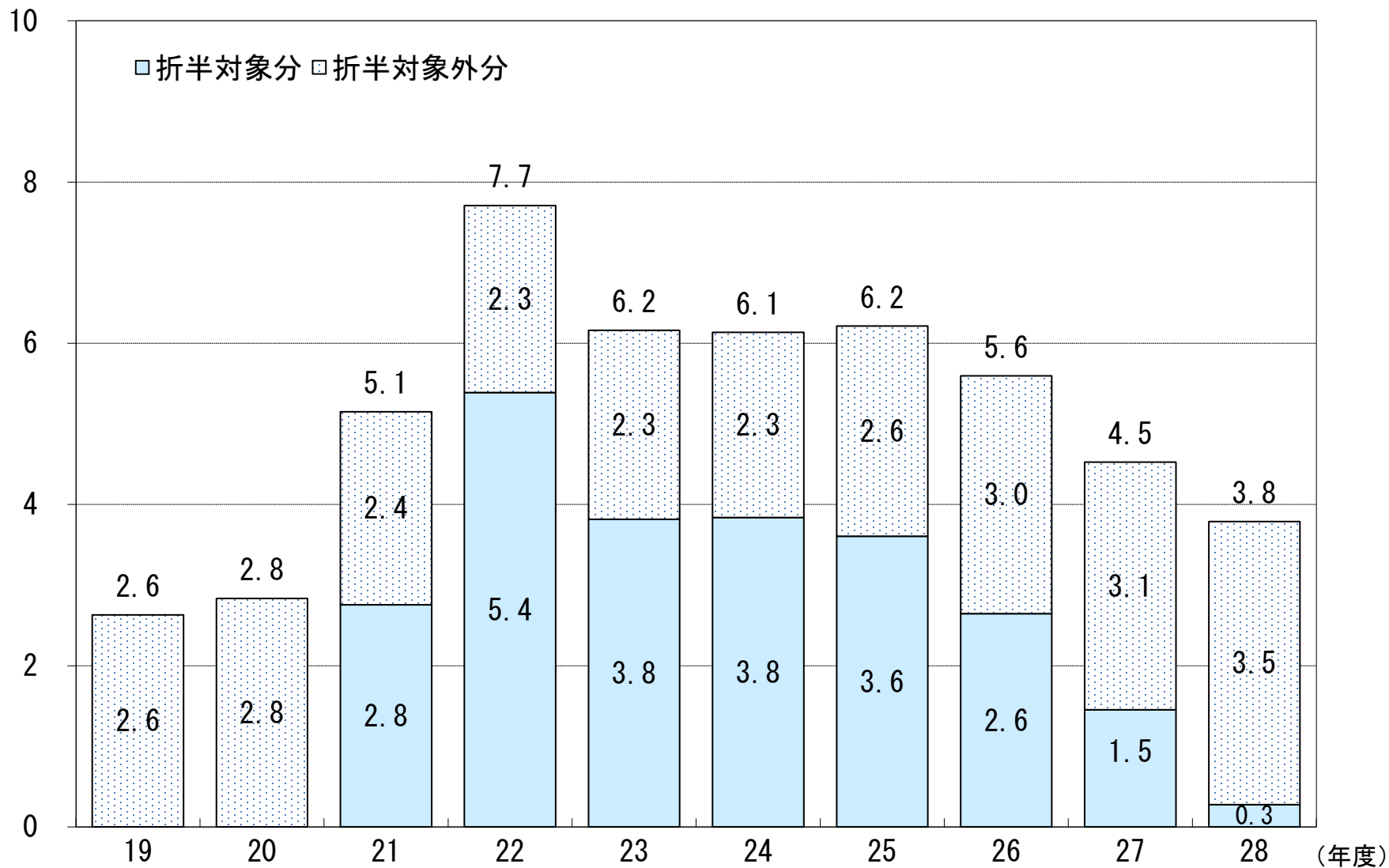
※ ()は折半対象財源不足額

交付税特別会計借入金と臨時財政対策債の比較

	交付税特別会計借入金	臨時財政対策債
制度改正の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 平成12年度までは、財源不足を交付税特別会計から借入、償還金を国・地方が折半。 この方式では、地方団体に借金の実態がわかりにくい等の課題があり、国・地方の責任分担の明確化、財政の透明化等の観点から、平成13年度以降、国負担分は国の一般会計加算、地方負担分は臨時財政対策債の発行により対応する方式に変更。 <p>〔 恒久的な減税措置（平成11年度～18年度）による交付税の減収分を補填するため、平成18年度までは借入を実施、平成19年度から完全に廃止 〕</p>	
残高（H28末）	32.4兆円	51.7兆円
根拠法令	特別会計に関する法律 附則第4条	地方財政法 附則第33条の5の2
借入主体 （返済主体）	交付税特別会計	個々の地方団体
償還財源	交付税（法定率分）	地方一般財源 （当面は、臨時財政対策債）
償還計画	平成62年度までの償還計画 （特別会計に関する法律附則第4条） 平成28年度 元金 4,000億円 利息 1,584億円	個々の地方団体が償還 国は元利償還金を全額交付税措置 平成28年度 元金 2兆6,492億円 利息 6,049億円

臨時財政対策債の発行額（計画ベース）

(兆円)



(※表示未満は四捨五入)

交付税特別会計借入金の計画的な償還

(単位:億円)

年度	償還計画
平成22年度 末残高	336,173
23	1,000
24	1,000
25	1,000
26	2,000
27	3,000
平成27年度 末残高	328,173

年度	償還計画
28	4,000
29	5,000
30	6,000
31	7,000
32	8,000
33	9,000
34～61	10,000
62	9,173

財源不足に関する地方交付税法第6条の3第2項の対応について

地方交付税法(昭和25年法律第211号) (抄)

第6条の3 (略)

2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率(=交付税率)の変更を行うものとする。

<考え方>

- ①地方財政対策を講じる前に、通常の例により算出される歳入歳出におけるギャップ(財源不足額)があり、
- ②その額が、法定率分で計算した普通交付税の額の概ね1割程度以上となり
- ③その状況が2年連続して生じ、3年度以降も続くと見込まれる場合。

○財源不足への対応

年 度	
8	単年度の措置として、財源不足額のうち地方交付税対応分について、国と地方が折半して補填することとし、臨時特例加算及び国負担分の借入金の償還財源の繰入れを法定。
9	単年度の措置として、平成8年度と同様の対応。
10～12	平⑩～⑫に予定されている交付税特会借入金の償還を平⑬以降に繰り延べるとともに、財源不足は特別会計借入で補填。借入金償還は国と地方が折半して負担する等の措置。
11	恒久的な減税の補填措置として、たばこ税の移譲、交付税率引上げ、地方特例交付金の創設等を行うとともに、その他の財源不足のうち交付税対応分について平⑩の制度改正に沿って財源不足は特別会計借入で補填。借入金償還は国と地方が折半して負担する等の措置。
13～15	折半対象財源不足の1/2は、国が一般会計から加算し、残りは地方が特例地方債(元利償還金の全額を基準財政需要額に算入)を発行することにより補填する等の措置。
16～18	
19～21	※ 平⑬、⑭は特会借入金方式をそれぞれ1/2、1/4併用
22	
23～25	
26～28	
27	地方交付税原資の安定性の向上と充実を図るため、所得税、法人税及び酒税の地方交付税率を見直すとともに、たばこ税を地方交付税の対象税目から除外。

地方交付税率の変遷

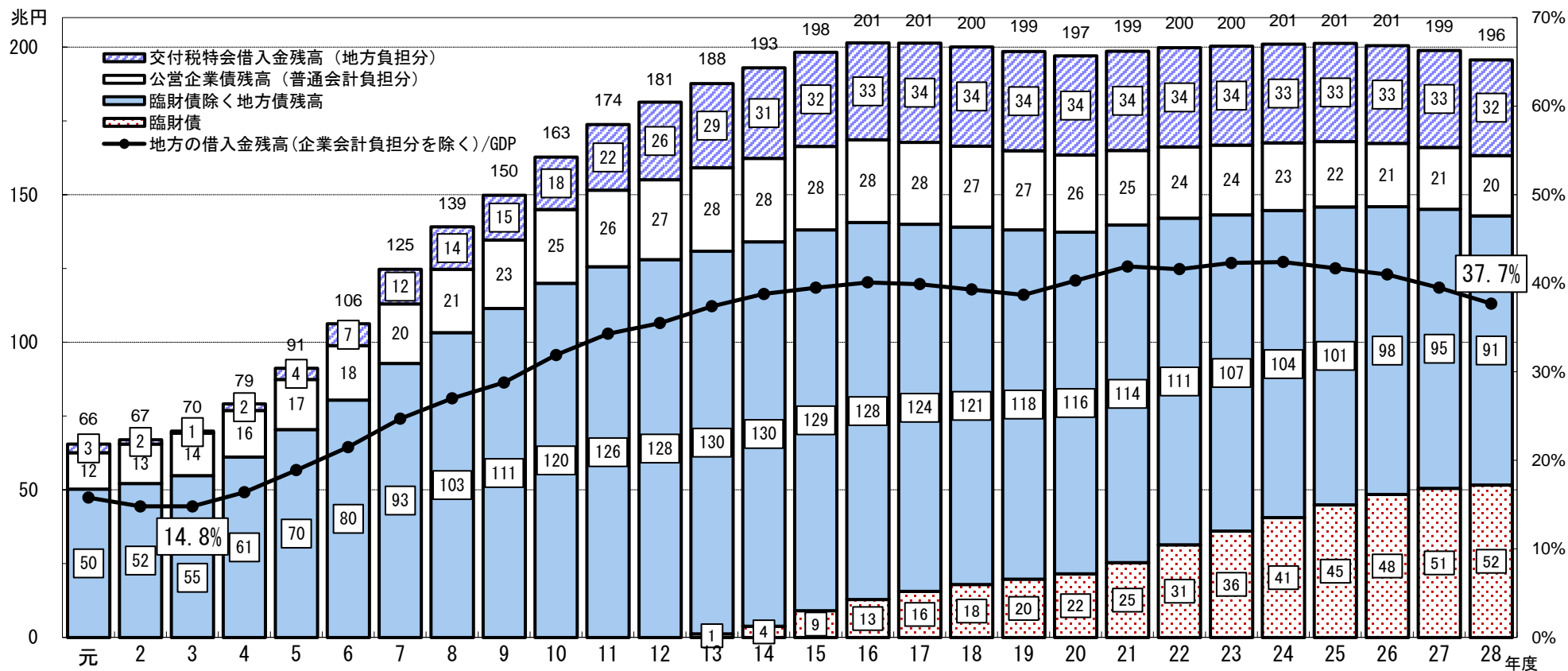
(単位:%)

改正年度	所得税	法人税	酒税	消費税	たばこ税	地方法人税	法定率改正理由
昭和29	19.874	19.874	20				<ul style="list-style-type: none"> ・地方財政の財源不足に対処するため、順次引上げ
昭和30		22					
昭和31		25					
昭和32		26					
昭和33		27.5					
昭和34		28.5					
昭和35		28.5+0.3※					
昭和37		28.9					
昭和40		29.5					
昭和41		32					
平成元				24	25		
平成9				29.5			<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年度の税制改正(恒久的な減税) 法人事業税の減税への対応として法人税の法定率を引上げ
平成11		32.5					
平成12		35.8					
平成19		34					<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度の税制改正 恒久化される法人事業税の減税への対応として法人税の法定率を変更
平成26			32	22.3		全額	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障・税一体改革(消費税率の引上げ等) 社会保障四経費に則った範囲の社会保障給付における国・地方の役割分担等を勘案して消費税の法定率を変更 ・平成26年度の税制改正 地域間の税源の偏在性を是正するため地方法人税を創設
平成27	33.1	33.1	50		除外		<ul style="list-style-type: none"> ・交付税原資の安定性の向上・充実を図るための法定率の見直し
平成28							

※ 0.3は臨時地方特例交付金

地方財政の借入金残高の状況

○ 地方財政は、28年度末見込で約200兆円もの巨額の借入金残高を抱えている。



※1 地方の借入金残高は、平成26年度までは決算ベース、平成27年度は実績見込み、平成28年度は年度末見込み。

※2 GDPは、平成26年度までは実績値、平成27年度は実績見込み、平成28年度は政府見通しによる。

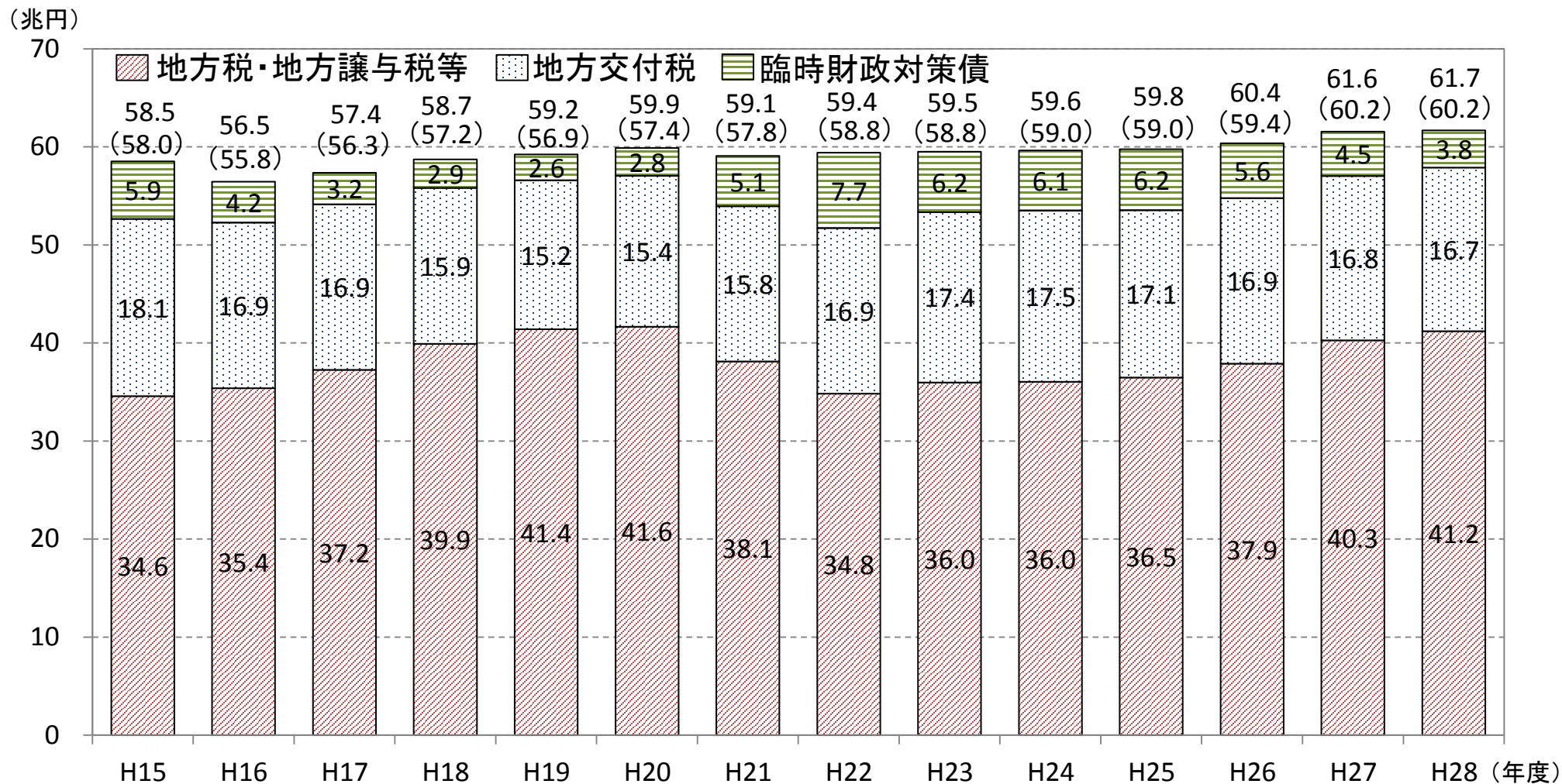
※3 表示未满是四捨五入をしている。

(参考) 公営企業債残高 (企業会計負担分) の状況

(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	25	25	24

地方一般財源総額



※ 地方財政計画ベース

※ 三位一体改革において、平成18年度に、国税から地方税へ約3兆円の税源移譲が行われた

※ ()書きの数値は、水準超経費除きの交付団体ベース

※ 平成24年度以降の地方税・地方譲与税等は、復旧・復興事業及び全国防災事業の一般財源充当分を含んだ額

経済財政運営と改革の基本方針2015（改革工程について）（抄）

（平成27年6月30日閣議決定）

第3章 「経済・財政一体改革」の取組－「経済・財政再生計画」

3. 目標とその達成シナリオ、改革工程

（改革工程の明確化）

（1）集中改革期間と中間評価

計画の中間時点(2018年度)において、目標に向けた進捗状況を評価する。集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、2018年度(平成30年度)のPB赤字の対GDP比▲1%程度を目安とする。国の一般歳出については、安倍内閣のこれまでの取組を基調として、社会保障の高齢化による増加分を除き、人口減少や賃金・物価動向等を踏まえつつ、増加を前提とせず歳出改革に取り組む。社会保障関係費については、高齢化要因も考慮し、安倍内閣におけるこれまでの増加ペースを踏まえつつ、消費税率引上げに伴う充実を図る。ただし、各年度の歳出については、一律でなく柔軟に対応する。地方においても、国の取組と基調を合わせ取り組む。

これらの目安^{*}に照らし、歳出改革、歳入改革それぞれの進捗状況、KPIの達成度等を評価し、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討し、2020年度(平成32年度)の財政健全化目標を実現する。

* 国の一般歳出の水準の目安については、安倍内閣のこれまでの3年間の取組では一般歳出の総額の実質的な増加が1.6兆円程度となっていること、経済・物価動向等を踏まえ、その基調を2018年度(平成30年度)まで継続させていくこととする。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

5. 主要分野ごとの改革の基本方針と重要課題

[3] 地方行財政改革・分野横断的な取組等

これまで地方においても様々な改革努力を行ってきたが、地方歳出の多くが法令により義務付けられている経費や国の補助事業であることから、制度の見直しなど、国の歳出改革を確実に実行していくことが地方の歳出改革にとっても不可欠である。一方で次世代に持続可能な地方財政制度を引き渡していくため、人口減少等を踏まえ、国の取組と基調を合わせた歳出改革を行う。

その際、従来の仕組みを踏襲することへの危機意識を国・地方ともに共有し、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」を内容とした歳出改革・効率化と利用者のニーズを踏まえたサービス向上の両立に取り組む必要がある。そのため、人口減少等の社会構造の変化を踏まえ、歳出増加を前提とせず、国・地方ともに徹底的な抑制や債務の圧縮に取り組む必要がある。

(時間軸)

地方自治体の歳出改革・効率化の取組の加速のための仕組み構築や官民連携による優良事例の創出・全国展開など主要な改革については、2018年度(平成30年度)までの集中改革期間中に集中的に取組を進める。「世界最先端IT国家創造宣言」に基づき、2021年度(平成33年度)までをめぐり、国において政府情報システムのクラウド化と運用コスト低減(3割減)を目指す。ストック情報(固定資産台帳を含む地方公会計、公共施設等総合管理計画等)を集中改革期間内に整備し開示する。

(地方行財政改革の基本的な考え方等)

分野横断的な取組を進めるとともに、地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組みの充実、国と地方で基調を合わせた歳出改革・効率化、地方自治体の経営資源の有効活用を進める。その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として、上記の観点から地方交付税制度の改革に取り組む。

一方で、別枠加算や歳出特別枠といったリーマンショック後の歳入・歳出面の特別措置について、経済再生に合わせ、危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく。

(地域の活性化と頑張る地方を支援する仕組み)

地方自治体が自ら地域の活性化や歳出改革・効率化及び歳入改革などの行財政改革等に創意工夫を行うインセンティブを強化するとともに、頑張る地方を従来以上に支援する仕組みへシフトする観点から以下の取組を一体として行う。さらに、地方の税収増が見込まれる中、「税制抜本改革法」を踏まえ、地域間の税源の偏在を是正する方策を講ずるとともに、地方自治体が自主性を発揮できるよう課税自主権の拡充を図る。

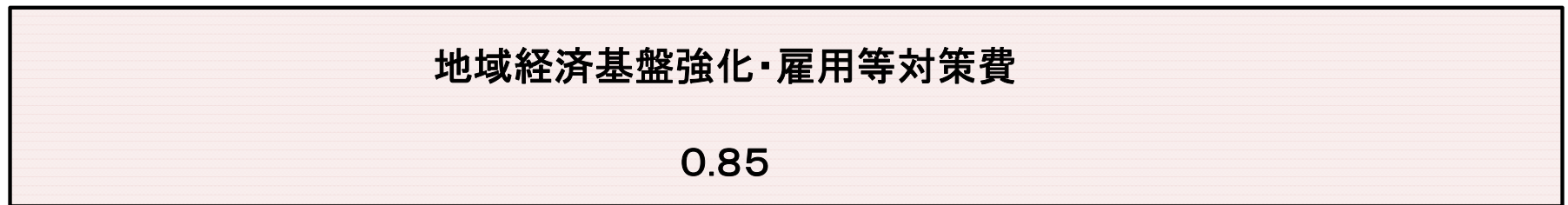
頑張る地方を支援できるよう、地域の活性化、歳出改革・効率化及び歳入改革などの行財政改革、人口減少対策等の取組の成果を一層反映させる観点から計画期間中のできるだけ早期に地方交付税をはじめとした地方財政制度の改革を行う。

歳出特別枠の見直し

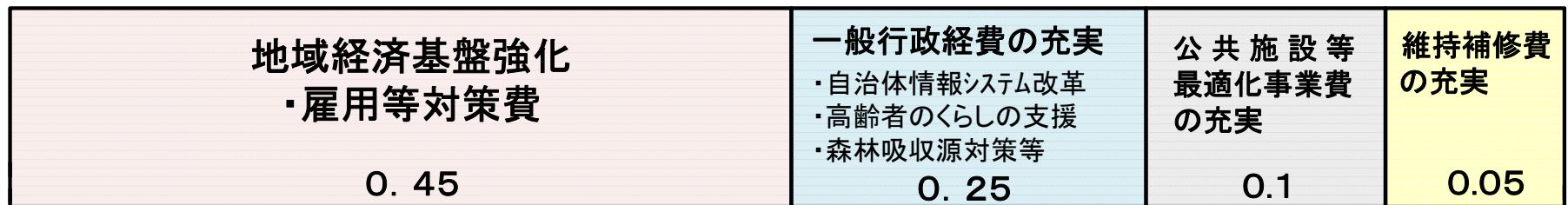
- 経済再生に合わせ平時モードへの切替えを進める観点から、メリハリを効かせた歳出の重点化・効率化。
- 地方の重点課題に対応するための経費(自治体情報システム改革等)及び公共施設の老朽化対策について重点的に歳出を確保(0.4兆円)した上で、同額を歳出特別枠から減額。実質的に前年度水準を確保。

(単位:兆円)

H27



H28



一般行政経費の中に新たに「重点課題対応分」を創設

(歳出特別枠については実質的に同水準を確保)

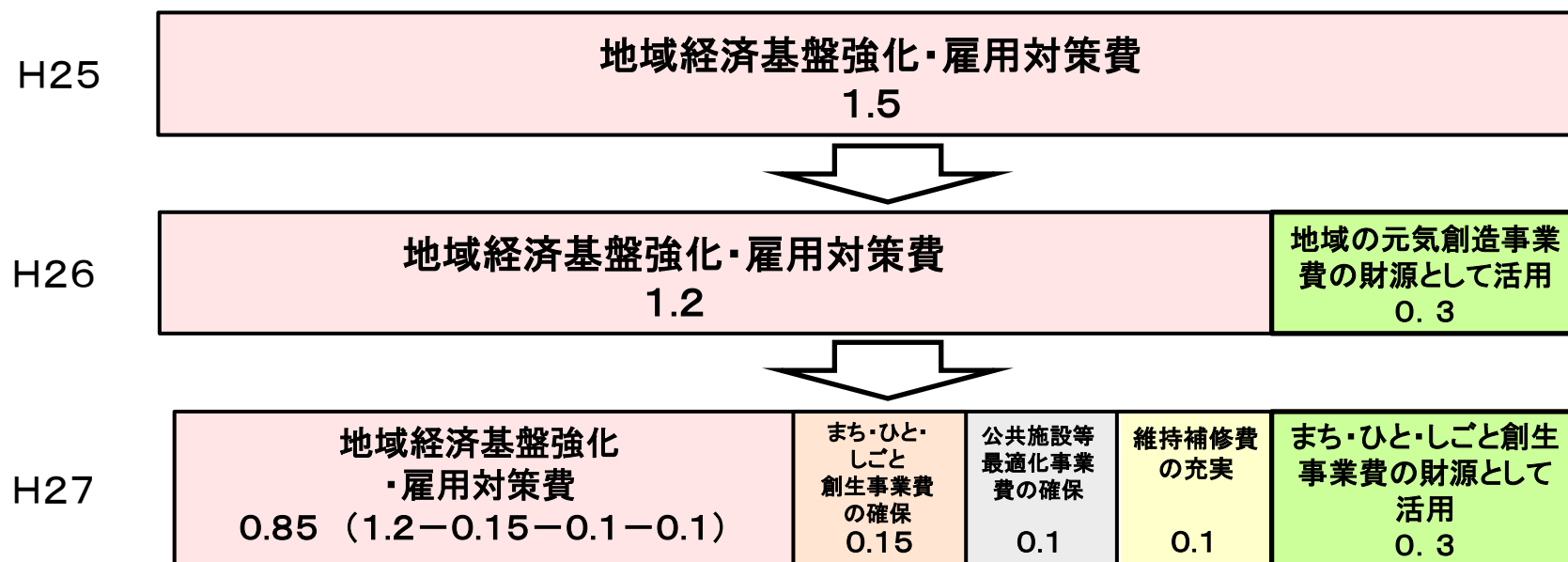
＜参考＞ 歳出特別枠の推移

(単位: 億円)

項目		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
歳出特別枠	地方再生対策費	4,000	4,000	4,000	3,000	-	-	-	-	-
	地域雇用創出推進費	-	5,000	-	-	-	-	-	-	-
	地域活性化・雇用等対策費 (②は地域活性化・雇用等臨時特例費)	-	-	9,850	12,000	-	-	-	-	-
	地域経済基盤強化・雇用等対策費	-	-	-	-	14,950	14,950	11,950	8,450	4,450
	合計	4,000	9,000	13,850	15,000	14,950	14,950	11,950	8,450	4,450

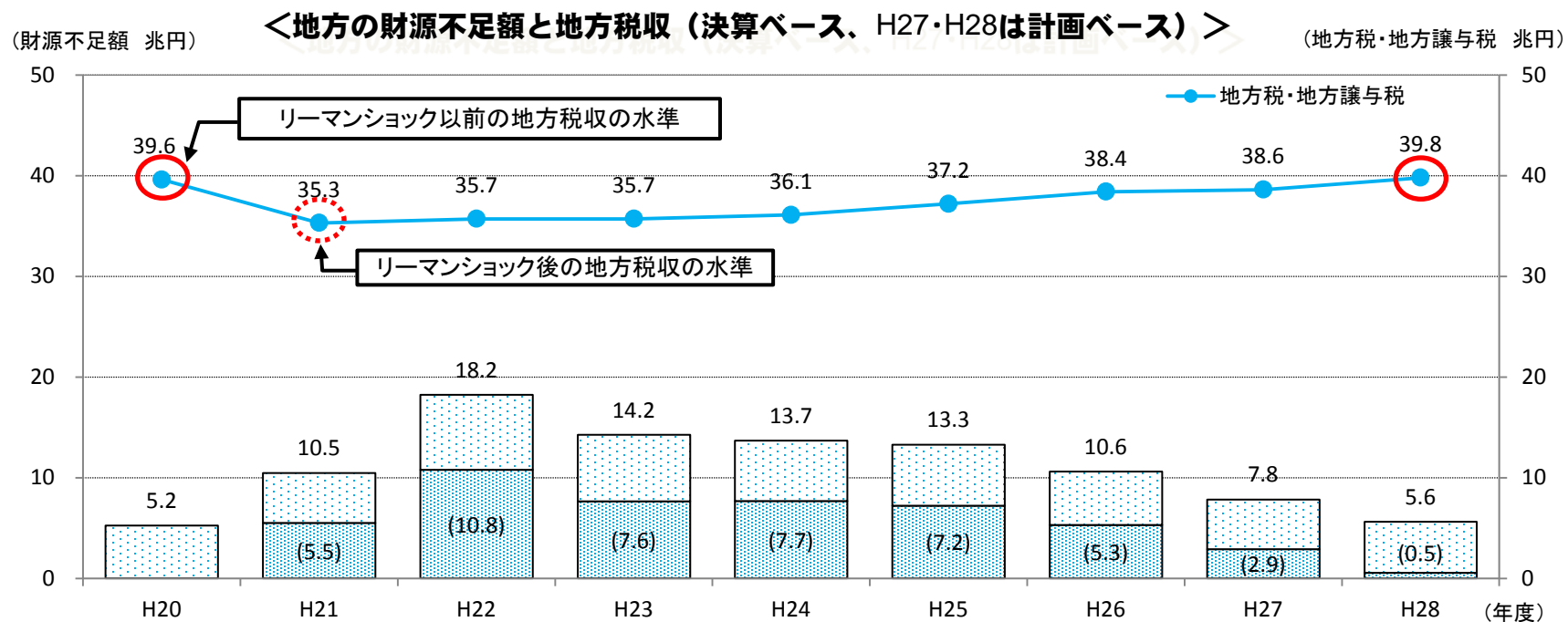
※ 平成25年度は、このほか、給与の臨時特例対応分(7,550億円)がある

(単位: 兆円)



地方税収の動向等を踏まえた別枠加算の見直し

- アベノミクスの成果による景気回復等に伴い、28年度の地方税・地方譲与税収は、リーマンショック以前の水準にまで回復。
- 別枠加算については、交付税総額について前年度と同程度の額を確保した上で、平時モードへの切替えの観点から廃止。



※ ()は折半対象財源不足額

※ 地方税・地方譲与税は、地方消費税引上げによる増収分を除き、法人住民税法人税割の交付税原資化による減収分を加えた額

＜別枠加算の推移＞

(単位: 億円)

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
10,000	14,850	10,500	10,500	9,900	6,100	2,300	0

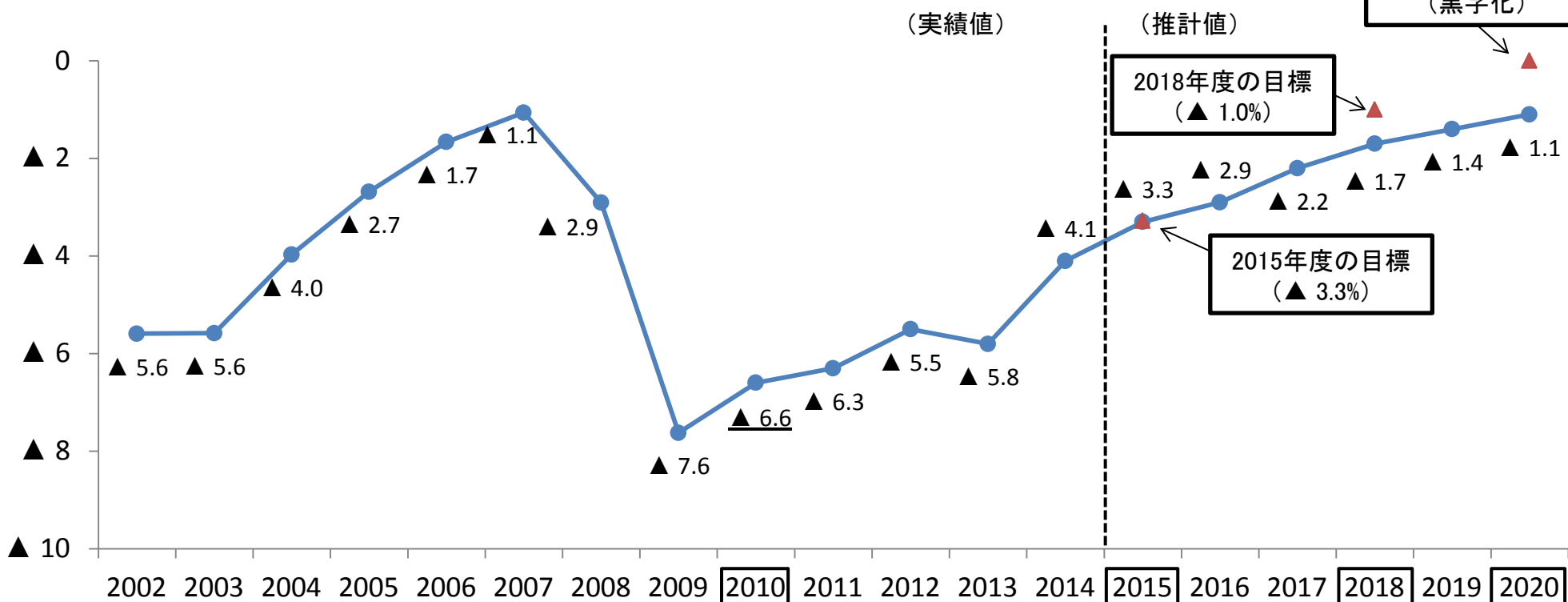
国・地方プライマリーバランスの財政健全化目標

財政健全化目標

国・地方を合わせたプライマリーバランスについて、2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、2020年度までに黒字化、その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。

国・地方のプライマリーバランス(対GDP比)の推移

(「中長期の経済財政に関する試算」(平成28年1月21日内閣府)の「経済再生ケース」)



	2010年度	2014年度	2015年度(見込)	2020年度(目標)	2020年度(見込)
プライマリーバランス (対GDP比)	▲31.7兆円 [▲6.6%]	▲20.0兆円 [▲4.1%]	▲16.6兆円 [▲3.3%]	黒字化	▲6.5兆円 [▲1.1%]

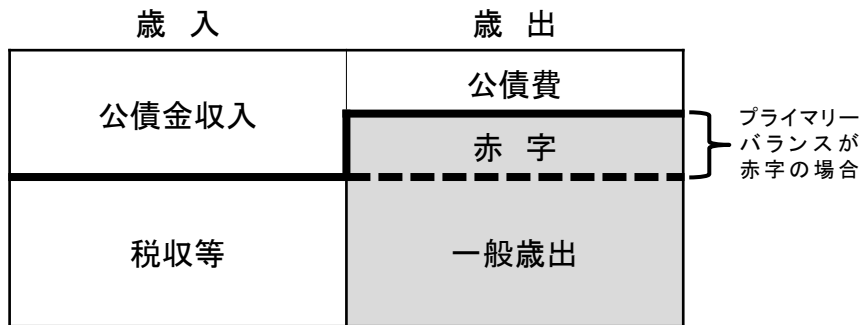
プライマリーバランスについて

地方交付税は国から地方への財源移転(中間支出)であり、その増減は、国・地方通じたプライマリーバランスに影響を与えない。

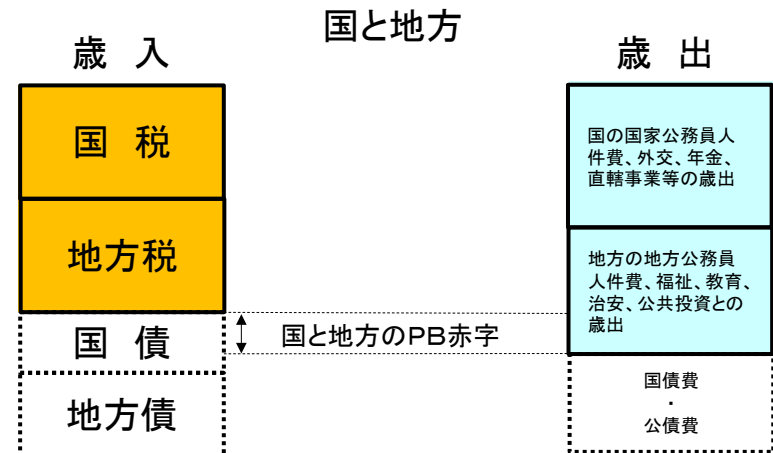
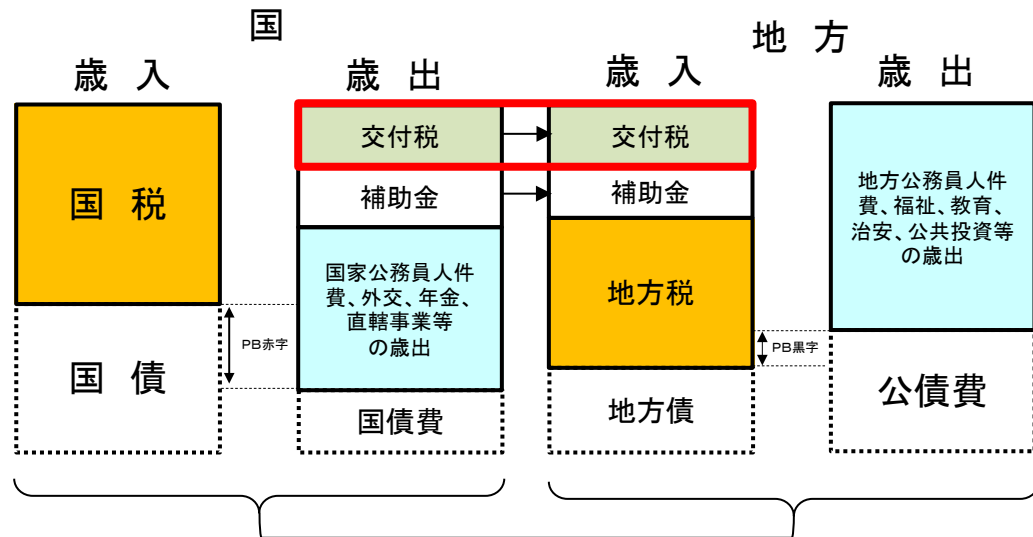
- 交付税増の場合 ⇒ 国債が増、地方債が減 ⇒ 国PBは悪化し、地方PBは改善するが、国地方PBは不変
- 交付税減の場合 ⇒ 国債が減、地方債が増 ⇒ 国PBは改善し、地方PBは悪化するが、国地方PBは不変

1. プライマリーバランス(基礎的財政収支)とは

公債費を除く歳出を新たな借金(公債金収入)に頼らずに、その年度の収支等で賄えているかどうかをいう。



2. 国と地方のプライマリーバランスについて(イメージ)

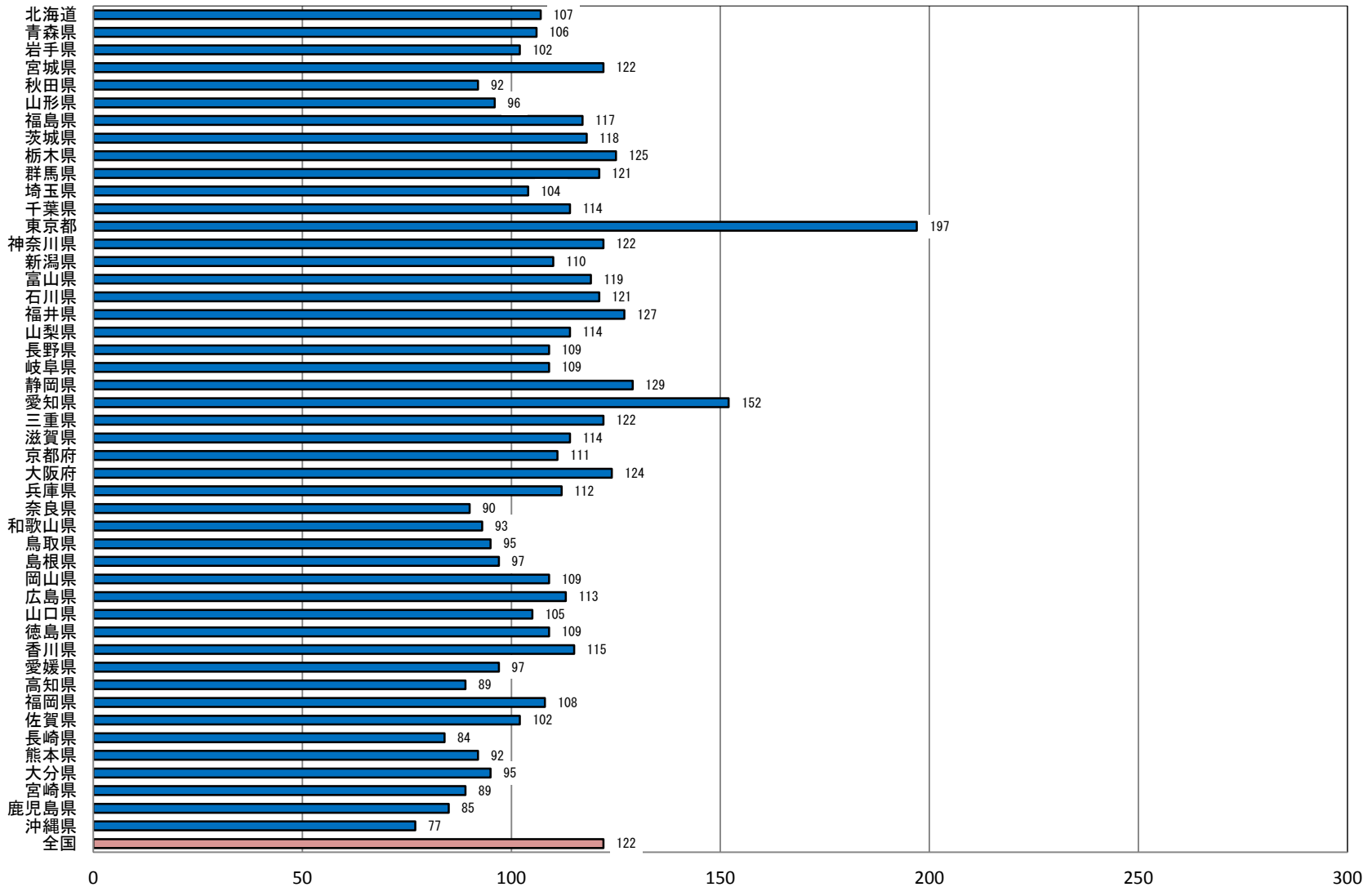


都道府県の税源偏在の状況

○ 地方の自主財源の基本である地方税は、経済活動の集積度の違いなどにより、法人関係税をはじめ地域間の税源の偏在が大きく、平成26年度では、人口一人当たり税額で見ると東京の19.7万円に対し、沖縄県は7.7万円と2.6倍の格差が生じている。

平成26年度人口一人当たり都道府県税額

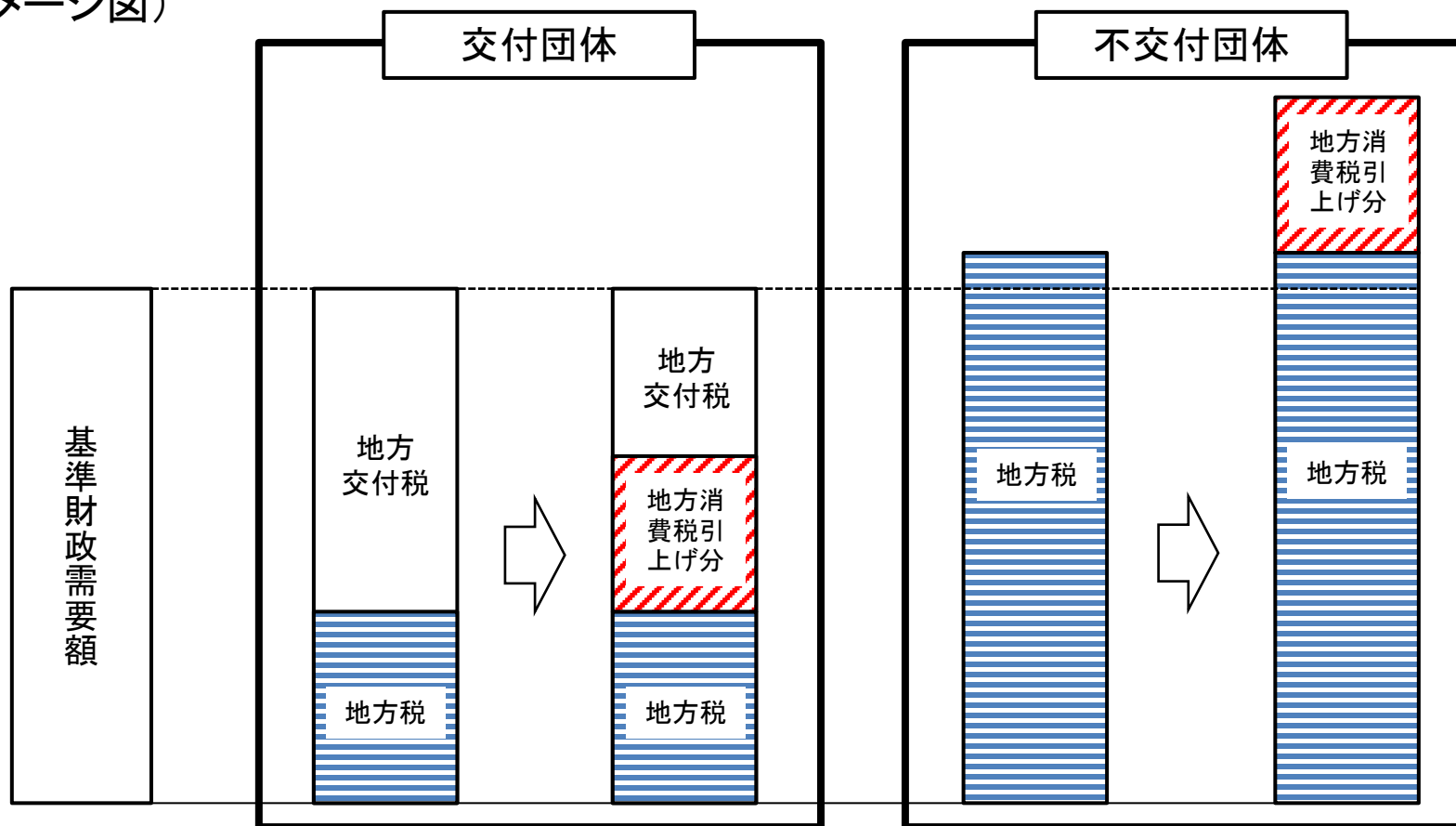
(単位：千円)



地方消費税の税率引上げにより交付団体と不交付団体間の財政力格差は拡大

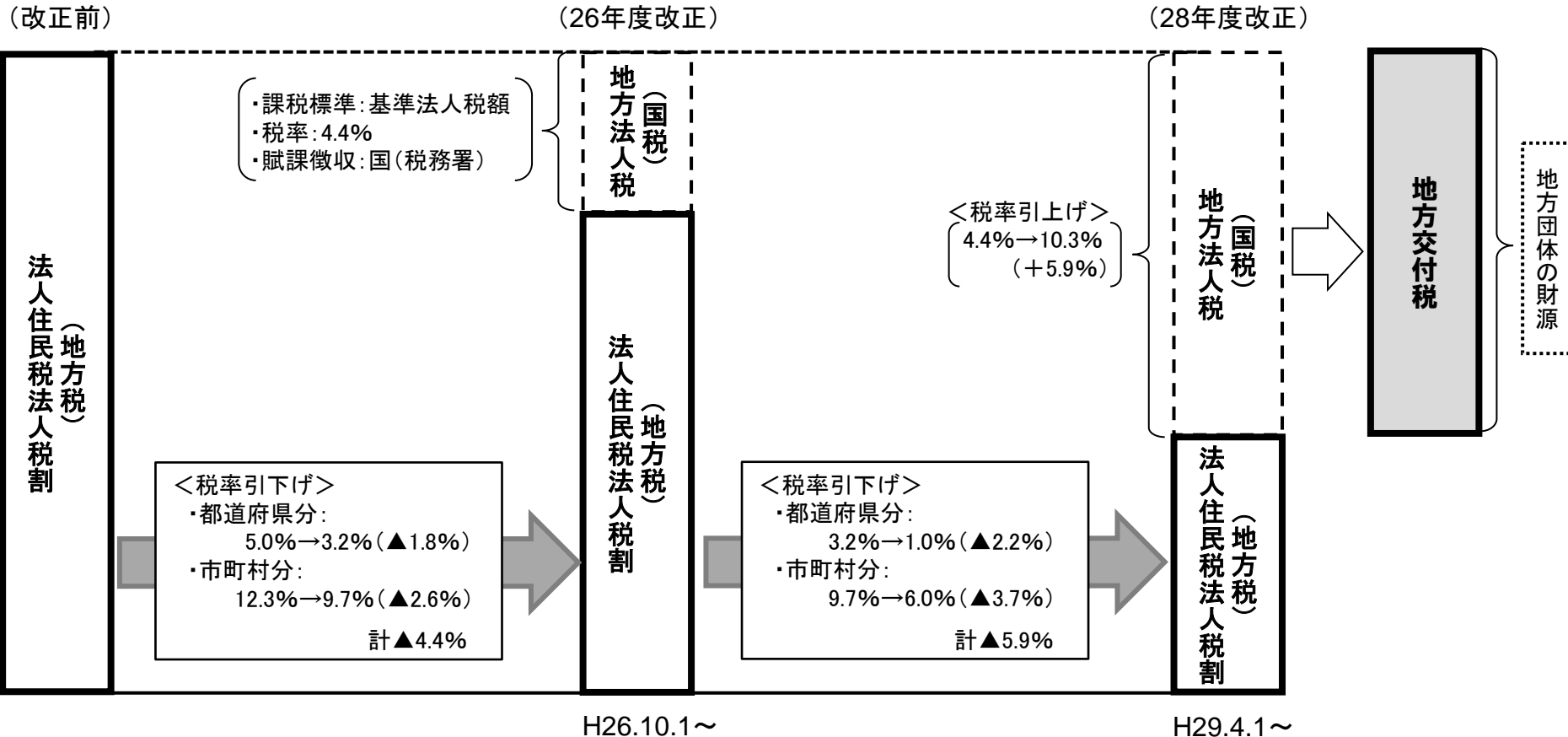
- 地方消費税の税率引上げにより、交付団体については地方交付税が減少し収入は変わらない。一方で、不交付団体については、地方消費税の引上げ分、財源超過額が拡大する。

(イメージ図)



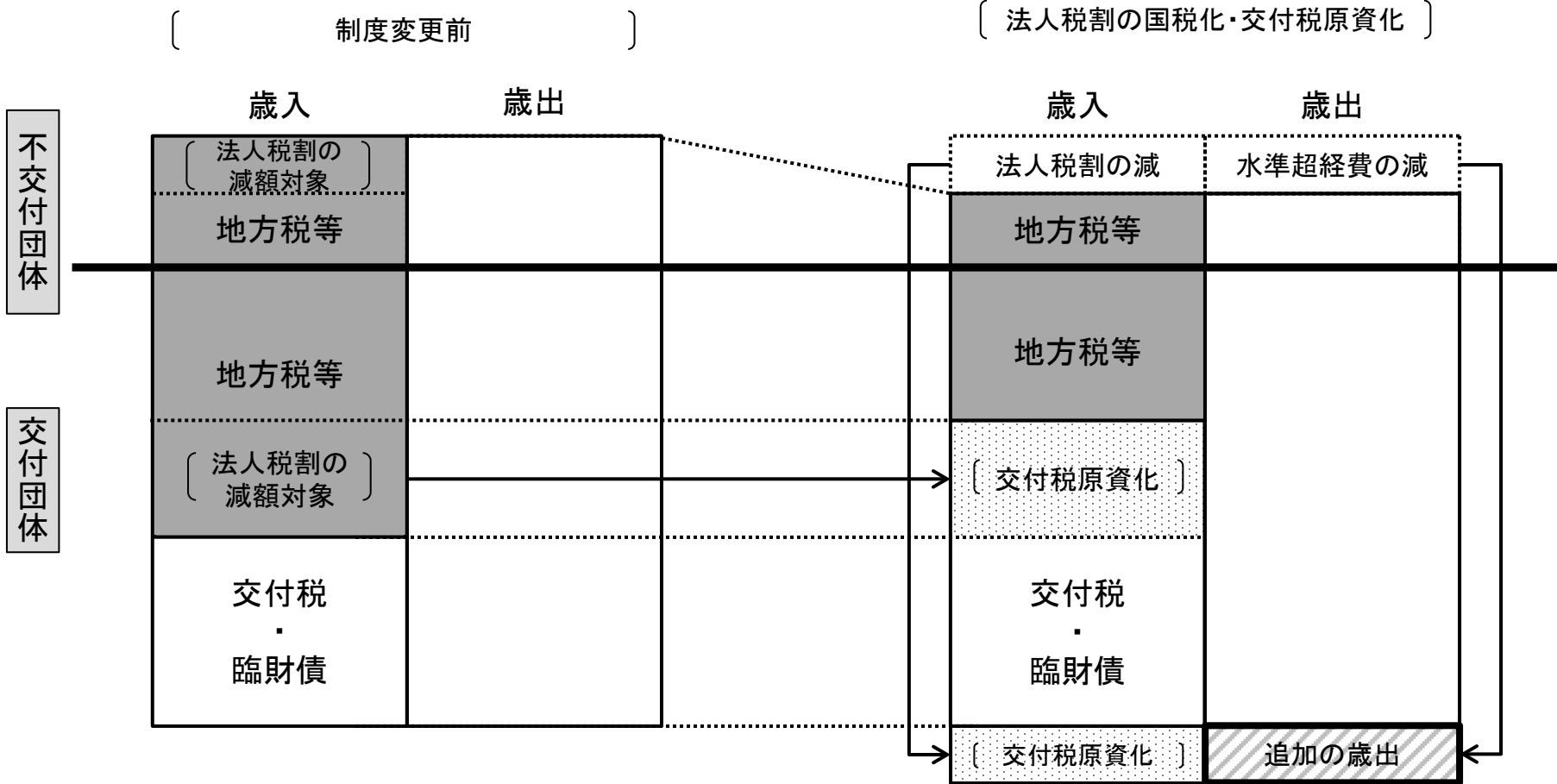
法人住民税法人税割の交付税原資化の概要

消費税率8%及び10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の税率引下げに併せて、地方法人税(国税)の創設及び税率引上げを行い、その税込額を地方交付税原資化



地方法人課税の偏在是正による効果（イメージ）

○ 地方法人税（仮称）を創設して、その税収全額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とする。なお、この偏在是正により生じる財源（不交付団体の減収分）を活用して、地方財政計画に歳出を計上する。（平成26年度与党税制改正大綱）



まち・ひと・しごと創生の推進①

- 地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組み、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能にする観点から平成27年度に創設された「まち・ひと・しごと創生事業費」について、平成28年度においても引き続き1兆円を確保

1. 地方交付税における算定

- 「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)については、平成27年度に引き続き「地域の元気創造事業費」(4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税)及び「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円程度)において措置

2. 地域の元気創造事業費の算定方法

- 地域の元気創造事業費については、現行の算定方法を基本的に継続

算定額等

- 平成28年度 普通交付税3,900億円程度

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	750億円程度	225億円程度	975億円程度
市町村分	2,250億円程度	675億円程度	2,925億円程度
計	3,000億円程度	900億円程度	3,900億円程度

(注) 地域経済活性化分については、左記のほか、特別交付税で100億円程度を配分

「行革努力分」の指標について

- ・ 以下の指標を用いて、各地方公共団体の行革努力の取組を反映

	指標(道府県分、市町村分共通)
人件費関係	職員数削減率、ラスパイレス指数、人件費削減率
その他	人件費を除く経常的経費削減率、地方債残高削減率

「地域経済活性化分」の指標について

- ・ 以下の指標を用いて、各地方公共団体の地域経済活性化の成果を反映

	指標(道府県分)	指標(市町村分)
産業関係	第一次産業産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、延べ宿泊者数	農業産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額
雇用関係	若年者就業率、女性就業率、従業者数、事業所数	若年者就業率、女性就業率、従業者数、事業所数
その他	一人当たり県民所得	一人当たり地方税収、転入超過率

※各地方公共団体の伸び率と、全国伸び率の差に応じて、需要額の割増しを行う。

3. 人口減少等特別対策事業費の算定方法

- 人口減少等特別対策事業費については、現行の算定方法を基本的に継続

算定額等

- 平成28年度 普通交付税6,000億円程度

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,670億円程度	330億円程度	2,000億円程度
市町村分	3,330億円程度	670億円程度	4,000億円程度
計	5,000億円程度	1,000億円程度	6,000億円程度

指標について

- ・以下の指標を用いて、各地方公共団体の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・各指標の算定上のウェイトについては、「人口増減率」とその他の指標を4:6で設定。その上で、その他の指標については、個々の指標のウェイトを均等に設定

取組の必要度 (以下の指標について、数値が悪い団体の需要額を割増し)	取組の成果 (以下の指標について、全国の伸び率との差に応じて需要額を割増し)
<ul style="list-style-type: none"> ・人口増減率 ・転入者人口比率 ・転出者人口比率 ・年少者人口比率 ・自然増減率 ・若年者就業率 ・女性就業率 ・有効求人倍率 ・一人当たり各産業の売上高(*) 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増減率 ・転入者人口比率 ・転出者人口比率 ・年少者人口比率 ・自然増減率 ・若年者就業率 ・女性就業率

(*) 第一次産業(農業)産出額、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、卸売業年間商品販売額の合計